主 文本件控訴を棄却する。 当審の訴訟費用は全部被告人の負担とする。

本件控訴の趣意は、弁護人風早八十二が差し出した控訴趣意書及び控訴趣意補充書にそれぞれ記載してあるとおりであるから、いずれもこれを引用し、これに対して当裁判所は、次のように判断をする。

公訴事実にある入場税不納入額は経験則に反した架空の数字であるとの主張について。

利益の概算が算出されていたものと認められること、(二)、同証人が弁解しているように、もし右週計表が銀行対策のためだけに作成されたものとすれば、毎週の利益の概算が赤字になるということは一寸考えられないところであるが、右週計表によれば、昭和二七年一二月の第二週分が二、八〇〇円の赤字になつておりいませ、右週計表に記載と同時の表生人が映画常設館A映画館と同時に経営していたE劇場の昭和二七年の月の第一週、第三週及び第四週分並びに同年一二月第二ないし第四週分にこれの当公廷における証言によれば、映画常設館A映画館の一ケ月の経費の概算は大多の当公廷における証言によれば、映画常設館A映画館の一ケ月の経費の概算は大多の当公廷における証言によれば、映画常設的る毎週の経費の概算は、石の計表の右期間の各記載は、その記載自体からみても、いずれもすべて信用するに足りるものと認めるのが相当である。

又右証人の当公廷における証言によれば、前記週計表の昭和二八年二月分及び同 年三月分の各記載は、毎日の入場税込みの総売上、その毎週の合計及び上映映画の プリント代並びに毎週納入すべき入場税額としてそれぞれ適当な数字を記載したも のであるというのであるが、(一)、同証人が弁解しているように、もし右週計表が銀行対策のためだけに作成されたものであるとすれば、昭和二八年一月以降の入 場税の税率は百分の五〇であるから、毎週の入場税額は右の入場税の税率を基準と して毎週の売上合計に大体見合うような数字を記載して金融をしてくれる銀行等の 係員をして右週計表の記載を信用させるようにすべきであるのにかかわらず、右週 計表に記載されている毎週の入場税額は毎週の売上合計とは全く釣合のとれない数字であること、(二)、右週計表に記載されている毎週の入場税額が、末尾添付の別表(三)記載のように、前記入場税徴収簿に記載されている当該週間における入 場税額の三倍に当る数字と殆んど合致しているところ、このように右週計表に記載 されている毎週の入場税額が前記入場税徴収簿に記載されている当該週間における 入場税額の三倍に当る数字と殆んど合致していることについては別段の説明はない が、二ケ月にわたつてこのような記載がなされていたということは決して偶然とい うことはできないばかりでなく、被告人が現実に納入した入場税額を算入する基礎となつている右入場税徴収簿の数字を基礎として毎週の利益を算出すると、余りにも利益が多いことになるので、その三倍に当る数字を基礎として毎週の利益を算出 することにし、もつて毎週の利益を適当額に押えて帳簿の体裁を整えようとしてい たものと推認されることを総合して考慮すれば、右週計表のこの期間の各記載も、 その記載自体からみて、毎週の入場税額を前記入場税徴収簿に記載されている当該 週間における入場税額の三倍にしてある以外には、いずれもすべて信用するに足り るものと認めるのが相当である。

果して然らば、前記週計表はその記載自体からみても、その全体をいわゆる裏帳簿と認めるのが相当であり、その記載はすべて信用するに足りるものと認められ、ひいては右週計表の基礎にされたと認められる前記手帖もいわゆる裏帳簿に類するものと認めるのが相当であり、その記載もまた信用するに足りるものと認められ、結局右手帖及び週計表が銀行対策のためだけに作成されたもので、いい加減な数字が記載されているに過ぎないとする被告人等の弁解は信用することができない。

(要旨第一)なお前記手帖及び週計表はさきに、詳細に説示したとおり、いわゆる裏帳簿又はこれに類するものと認める〈/要旨第一〉のが相当であつて、いずれも特に信用すべき情況の下に作成された書面と認められるから、いずれも刑事訴訟法第三二三条第三号の書面に当るものというべく、なお原審第七回公判調書の記載によつて明らかなように、弁護人がこれを証拠とすることに異議を述べなかつたものであるから、原審がその証拠調をした上、これを証拠に援用したことはまことに相当であつて、このことを非難することは当らない。

結局原判示事実はすべて原判決が引用して、いる証拠によつて十分に認定することができ、記録及び証拠物を精査し、且つ当審の事実取調の結果を検討しても、原判決の事実認定には、判決に影響を及ぼすことの明らかな事実誤認の疑はないから、論旨は理由がない。

本件は犯罪後の法令により刑が廃止された場合に該当するとの主張について。 本件起訴状が、被告人に対する公訴事実に対する罰条として示している「地方税 法(昭和二五年法律第二二六号)第九二条第一項、第五項」の規定が昭和二九年法 律第九五条によつて改正され、その入場税に関する部分が廃止されて娯楽施設利用 税に関する規定に改められ、入場税についてはあらたに昭和二九年法律第九六号入 場税法が制定され、結局右改正前の地方税法第九二条第一項が規定していた入場税不納入罪に対する罰則が廃止されたこと、右改正前の地方税法第九二条第一項が、入場税特別徴収義務者がした入場税不納入の所為を犯罪とし、これに対して、入場税を特別徴収の方法によらず、申告納税の方法によつて納税する納税者が、詐偽その他不正の行為によつて納入すべき入場税の全部又は一部を免かれた所為に対する刑罰と全く同一の刑罰を科すべきものと規定していること、入場税の税率が昭和二七年一二月までは百分の百、昭和二八年一月以降は百分の五〇であつたこと及び入場税法は、映画館等の経営者等の納税義務者が入場税を一定の納入期日までに完納しないときは、その未納に係る入場税額に対して利子税を科しているだけで、これに対して罰則の規定がないことはいずれも所論のとおりである。

又入場税法は、原判決も説示しているように、租税法体系を整備するため、昭和 L九年法律第九五号による改正前の地方税法が、入場税の徴収については特別徴収 の方法によることを原則とし、映画館等の経営者等徴税に便宜を有する者を入場税 特別徴収義務者に指定し、入場税特別徴収義務者をして納税義務者たる入場者から入場税を徴収し、これを一定の納入期日までに地方自治体に納入すべきものとしていたのを改めて、映画館等の経営者等を入場税の納税義務者とし、映画館等の経営者等をして入場税を一定の納入期日までに所轄の税務署に申告して納税すべきもの としたが、これに伴つて、右改正前の地方税法においては、特別徴収の方法によら ゛、申告納税の方法によつて納税すべき納税者が詐偽その他不正の行為によつて納 入すべき入場税の全部又は一部を免かれた所為を処罰の対象とすると同時に、入場 税特別徴収義務者が徴収した入場税の全部又は一部をも一定の納入期日までに地方 自治体に納入しなかつた所為を処罰の対象としていたのを改めて、入場税法におい ては納税義務者であるところの映画館等の経営者等が詐偽その他の不正の行為によって入場税を免かれ又は免かれようとした所為だけを処罰の対象とすることにした ものであり、換言すれば、入場税法においては、徴収制度の変更により、映画館等 の経営者等が入場税特別徴収義務者として納税義務者たる入場者から入場税を徴収 して地方自治体に納入するという制度がなくなつたため、必然的に入場税特別徴収 義務者がした入場税不納入の所為を処罰の対象とすることができなくなつたため、 入場税不納入罪が廃止されたまでのことで〈要旨第二〉あつて、論旨の主張するよう に入場税不納入の所為に対する法益の価値判断が変り、入場税特別徴収義務者が〈/ 要旨第二〉した入場税不納入の所為が可罰性を失ったものとして右所為に対する罰則 を廃止したものではなく、もともと入場税不納入罪は、前記のように、その本質に おいては業務上横領罪に類似する性質を有しているものであつて、入場税特別徴収 義務者がした入場税不納入の所為を処罰の対象とすることには別段の違法はないの であるから、入場税法の実施に伴い、入場税特別徴収義務者がした入場税不納入の 所為に対する罰則が廃止されたことがその行為の可罰性がないことによるものであ るとすることは当らない。

従つて昭和二九年法律第九五号による改正前の地方税法第九二条第一項の規定が 違憲であること及び右規定が規定している入場税特別徴収義務者がした入場税不納 入の所為が可罰性がないことを前提として、昭和二九年法律第九五号地方税法の一 部を改正する法律附則第三七項が無効であるとする論旨は理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 加納駿平 判事 久永正勝 判事 河本文夫)